

(様式第2号)

協働推進モデル事業計画書

※記載が複数ページにわたっても良いので、できるだけわかりやすく具体的に記載してください。ただし、この企画書はA4サイズ4ページ以内で作成してください。

提案団体名	団体名	特定非営利活動法人岡山家族支援センターみらい				
	合同提案団体 (*協議体・実行委員会等で提案される場合は構成団体をすべて記載してください。)					
協働する岡山市の担当課等と担当者	課名	岡山っ子育成局こども福祉課		電話	086-803-1221	
	担当2名	職名	課長代理		職名	
		氏名	出原晋一郎		氏名	
提案事業の名称	離婚をしようとしている親に対する啓発パンフレットの作成・配布事業並びに面会交流についての勉強会及び面会交流等に関する無料相談会の実施事業					
提案事業の目的	<p>両親の離婚により片方の親と離れて暮らす子どもにとってはどちらの親も大切な存在であり、離婚後の子どもの養育は両親の責任です。面会交流によって離れて暮らす親の愛情を子どもが知ることや養育費の確保は、子どもが健やかに成長し健全な社会人になることにつながります。</p> <p>この事を実現するため、面会交流等に関するパンフレットを作成し、離婚をしようとしている親へ配布することにより、離婚後の子どもの養育を考えるための啓発及び情報提供を行い、子どもの監護に関する事項の協議・合意を促します。</p> <p>そして、離婚等に伴う子の監護に関すること(子どもと父母の面会交流、養育費など)に課題や悩みを抱える親などを対象に無料相談会を実施し、子どもの監護に関する親の課題等の解決を支援します。</p>					
解決をはかりたい課題の緊急性・重要性等(市民ニーズ含む) ※ニーズ把握等で行った調査資料等がある場合は添付してください。	<p>1. 解決をはかりたい課題と現状</p> <p>平成23年に民法の一部改正において、子どものいる夫婦が離婚する際に協議する子の監護に関する事項として、面会交流と養育費が民法766条1項に明文化されました。しかし、離婚時に夫婦間で面会交流の取り決めをしている母子世帯は23.4%(養育費の取り決めは37.7%)、父子世帯では16.3%(養育費は17.5%、いずれも平成23年度厚生労働省調査添付A)、に留まっています。そして、貧困率では、ひとり親世帯の母子世帯数が父子世帯数の9倍となっている現状は、養育費の問題が影響を与えていると考えられます(平成27年厚生労働省調査研究事業p9-図表11添付B)。</p> <p>また、我が国における離婚は、夫婦間が協議による合意を経て離婚する協議離婚が主流です(平成27年厚生労働省調査研究事業p1添付B)。離婚件数の内訳として協議離婚が87.3%、裁判離婚が12.7%、そこからは、専門家による適切な支援を受けないまま、必要な事項の取り決めや合意形成が十分にならずに離婚が成立してしまうという現状がみられます。また、離婚後に、面会交流や養育費請求について家事調停及び家事審判への申し立て件数が増加傾向にあります(平成27年厚生労働省調査研究事業p7-図表7、図表8添付B)。</p> <p>面会交流及び養育費に関する取り決めや合意が、離婚に際して行われていないケースが多数あり、離婚後に行う場合には、父母間の利害対立による紛争化や、面会交流と養育費が一對として取り扱われ、養育費の支払いが面会交流実施の条件とされてしまうなどの取引材料となってしまうケースも見受けられます。</p> <p>そこで、面会交流や養育費に係る取り決めが、離婚に際し父母間で適切になされている必要があり、そのため父母は離婚の協議段階において面会交流の重要性を理解し、離婚後の子どもの養育に関する取り決めを明確に行う必要があるといえます。</p> <p>2. 市民ニーズ</p> <p>家庭裁判所では、ここ数年間、養育費の新受件数は毎年それほど変わらない一方で、子の監護事件(面会交流・子の監護者指定・子の引き渡し)の新受件数がH17年に8,209件であったところ、H26年には20,297件に達しています(家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況p150)。</p> <p>国内の年間離婚数はH25年に約23万件、H15年28万件をピークに減り続けています。しかし面会交流</p>					

	<p>に関する家庭裁判所へのH25年度の調停申立ては約1万762件で初めて1万件を超え、10年前の2.5倍に達しました。離婚後も子どもとの交流を求める父親が増えていると指摘されています。早稲田大学の棚村政行教授（家族法）は「親が離婚後も子どもの幸せのために協力するという考え方や仕組みが広がるよう、行政の積極的な支援が欠かせない」と指摘しています。（H26.4.28 中国新聞より）</p> <p>3. 課題解決の方策</p> <p>離婚をしようとしている人と接点をもつ岡山市の離婚届提出窓口、岡山家族支援センターみらいと岡山市が協働作成したパンフレットを置くことで、離婚届書類を窓口へ取りに来た人や離婚届を窓口へ提出する人に対して、離婚後の子どもの養育を考える啓発及び情報提供を行うことができます。その事で、夫婦間の争いに心を奪われている離婚問題の渦中にある両親が、親として自分たちの子どもの未来と真剣に向きあうきっかけになり、子どもの両親として子どもの養育について真剣に話しあうことで、現実味のあるしっかりした約束が両親間で行われます。</p> <p>また、パンフレットの置き場となる区役所の窓口職員や、相談所等の相談員を対象として、みらいの専門家が勉強会を実施し、面会交流の理解促進を内部から始めます。</p> <p>また、現に子の監護に関する事項について課題等を抱える親については、具体的な助言等が必要であり、そのためには、個別に相談を実施することが適当であるといえます。</p>
<p>協働の必要性及び効果と目標 (協働の役割分担を含む)</p>	<p>1. 協働の必要性と相乗効果</p> <p>岡山家族支援センターみらいの構成員は、元裁判官、元調査官、元調停委員、弁護士等、親子の面会交流や子どもの養育費の問題の専門家が揃っており、豊かな経験を基にパンフレットの内容を充実させることができます。しかし、離婚の問題は裁判所や弁護士が扱いますが、実際は、離婚のほとんどは協議離婚であり、離婚の窓口は岡山市です。離婚をしようとしている親にパンフレットを配布・啓発・情報提供できる機会を持ち、無料相談の広報機会が最も多い岡山市と協働する必要性があり、私たちの専門性・経験により相乗効果があがります。</p> <p>2. 提案団体が果たす役割</p> <p>子どもの養育に関する専門家が、豊かな知識と経験を基にしたパンフレットを岡山市と協働して作成します。また、すでに実施してきた無料相談会等の経験により、さらに内容を充実させることができます。問い合わせがあった場合も適切に対応できます。</p> <p>3. 岡山市の担当課等が果たす役割</p> <p>離婚の約90%は協議離婚であり離婚の窓口は岡山市です。その窓口でパンフレットを置いて、離婚書類を窓口へ取りに来た人や離婚届を窓口へ提出する人に対して配布し、子どもの養育について啓発・情報提供をしていただきたいと思います。</p> <p>離婚届等の窓口となっている担当課から市民に受け取ってもらうための工夫・知恵を出していただきたいと思います。</p> <p>そして、今後の検証のためにパンフレットの配布数や問合せ内容や数等の記録をお願いしたいです。</p> <p>また、子どもの福祉向上やひとり親家庭向けの施策等を担当している課から岡山市の行っている各種施策内容の教示をしていただきたいと思います。これによってパンフレットの内容がより充実したものになると考えます。</p> <p>岡山市は、無料相談会等の広報・集客・会場、経費確保等の豊富な経験をもつため、実施に当たってはその企画運営を協働・助言していただきたいと思います。</p> <p>岡山市は「子ども部門」を持ち、子育て支援に熱心に取り組まれていますので、やがて幅広い総合支援につながることができ、協働の効果は大きいと思われます。</p> <p>4. 期待する事業成果・目標値等</p> <p>(1) 岡山市の窓口でパンフレットを配布することによって、争いの渦中にある父母は子どもの未来を考える機会を得ることができます。その事で子どもの養育問題を自主的に解決しようとする意識が醸成され、両親の愛情を知らせる面会交流や養育費の確保などの重要性を認識して履行に努める父母の数が増えると思われます。</p> <p>子ども・子育て支援法の基本指針を踏襲した岡山市の積極的な取り組みの一環として、未成年の子どもを持つ夫婦が離婚をする際に、面会交流と養育費に関する夫婦協議をもつきっかけとなる支援をすることで、子ども及びひとり親家庭の精神的・経済的な福祉向上が期待できます。</p> <p>(2) 一般社会の人々よりも、パンフレット配布や置き場となる市役所内部の職員、県下の母子相談員、ひとり親家庭や子育て支援の相談をされている方々等を対象として、みらいの専門家が勉強会を実施し、面会交流の理解促進を内部から始めたいと考えます。また、今後は職員の人権研修等に子どもの人権を守る内容として取り上げていただく機会があれば、さらなる内部の理解促進につながると考えています。</p> <p>(3) 面会交流等についての無料相談会については、平成28年度は2回実施予定ですが、チラシ配布や広報が経験不足のため第1回の無料相談会では相談者1名という不調に終わりました(第2回無料相談会</p>

	<p>は平成29年3月26日に実施予定です)。 岡山市と協働する事で窓口に来る方やその他の多くの一般市民の方々に周知されることを期待して来談者目標を5名とします。</p>											
事業の内容	<p>①離婚をしようとしている親に対して、窓口へ離婚届を提出する前に、離婚後の子どもの養育を両親が考えるきっかけとなる啓発・情報パンフレットを作成し、配布する。 ②市職員に対して面会交流についての勉強会を実施する。 ③面会交流等に関する無料相談会を実施する。</p>											
事業の実施体制	<p>1. 総括責任者 理事長 近藤みち子</p> <p>2. 個別事業責任者 副理事長 山本悦子</p> <p>3. 事業実施にあたっての専門性やノウハウ 面会交流の実施にあたっての専門性やノウハウの蓄積は、知識・経験共に非常に高いものがあります。現在の受託件数は45件あり、主に岡山家庭裁判所調停条項の第三者機関として利用されています。岡山家族支援センターみらいの構成員は、元家庭裁判所裁判官、元家庭裁判所調査官、元調停委員、弁護士、行政書士、スクールカウンセラー、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、キャリアコンサルタントなどの経験者、有資格者等です。</p>											
事業スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>実施事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年5月から12月</td> <td>配布するパンフレットの内容の検討、印刷業者の選定等 無料相談会(2回)の実施</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月</td> <td>パンフレットの印刷</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月</td> <td>窓口等にパンフレット備え置き、配布開始 配布に合わせて勉強会を開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		月	実施事業内容	平成29年5月から12月	配布するパンフレットの内容の検討、印刷業者の選定等 無料相談会(2回)の実施	平成30年1月	パンフレットの印刷	平成30年2月	窓口等にパンフレット備え置き、配布開始 配布に合わせて勉強会を開催		
月	実施事業内容											
平成29年5月から12月	配布するパンフレットの内容の検討、印刷業者の選定等 無料相談会(2回)の実施											
平成30年1月	パンフレットの印刷											
平成30年2月	窓口等にパンフレット備え置き、配布開始 配布に合わせて勉強会を開催											
実施する上で連携が必要と思われる団体と期待される役割	名称	期待される役割										
事業の展望及び今後の活動展開	<p><input type="checkbox"/> NPOがネットワークを構築し、他団体と連携し実施することを目指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 岡山市の一般施策としていくことを期待します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 次年度以後も協働での実施を希望。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>具体的な目標(計画)があれば記載してください。</p> <p>相談体制の構築: 窓口によるパンフレットの配布に対する問合せ、質問、応答に困った事などがあればそれらを検証・分析し、2年目は必要に応じて窓口相談員を派遣したり、相談日を設けたりするなど、岡山市の窓口や担当者の相談補助をすることができます。</p>											

協働事業収支予算書

提案事業名	離婚をしようとしている親に対する啓発パンフレットの作成・配布事業並びに面会交流についての勉強会及び面会交流等に関する無料相談会の実施事業
--------------	--

<収入>

費目		金額	内訳	
自己資金等	申請団体 自己資金	181,000		
	合同提案団体 負担金等	0		
	自己資金等合計(a)		181,000	
	事業収入見込	0		
事業収入見込合計(b)		0		
岡山市補助金申請額(c)		723,000		
収入合計(d)=(a)+(b)+(c)		904,000		

<支出>

費目		金額	内訳
事業実施経費	人件費	230,000	パンフレット作成、無料相談会従事者、勉強会
	その他経費 報償費	80,000	相談員
	印刷製本費	480,000	パンフレット、チラシ
	会場使用料	19,000	1,500円×2回+740円×21回
	旅費交通費	16,000	2,000円×4か所×2回
	事業実施経費合計(e)		825,000
管理運営経費	人件費	30,000	会計事務など
	その他経費 会場使用料	12,000	打合せなど
	消耗品費	15,000	
	通信運搬費	5,000	
	印刷製本費	8,000	
	食糧費	9,000	
管理運営経費合計(f)		79,000	
総事業費(g)=(e)+(f)		904,000	※収入合計(d)と同額

- (添付書類等) 1. 人件費等については、積算の根拠(これまでの実績や独自の単価表)を添付すること
2. 参加料などの事業収入を見込む場合は「事業収入見込」欄に計上すること